

水 質 検 査 報 告 書

第 E2000250-001 号
交付 2020年 4月 23日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

水道法第20条登録機関（登録番号 第158号）
〒325-0103 栃木県那須塩原市青木22番地152
株式会社 那須環境技術センター
代表取締役 福田 篤志

試 料 名 称	試験用井戸水		
採 取 地 点	那須塩原市高林地内 試験用井戸		
採 取 日 時	2020年 4月 15日	11時 28分	採 取 者 (株)那須環境技術センター
受 付 年 月 日	2020年 4月 15日	分 析 期 間	2020年 4月15日 ～ 2020年 4月23日
天 候	当日 晴	水 温	11.3 ℃
(注) 収集及び持ち込み試料の場合、上記内容は依頼者の申し出により記入しました。			

ご依頼の試料について検査の結果を下記の通り報告致します。

検 査 項 目	検 査 結 果	判定	単 位	水 質 基 準	別表番号
一般細菌	0		個/mL	100個/mL以下であること	別表第1
大腸菌	不検出			検出されないこと	別表第2
カドミウム及びその化合物	0.0003 未満		mg/L	0.003mg/L以下であること	別表第6
水銀及びその化合物	0.00005 未満		mg/L	0.0005mg/L以下であること	別表第7
セレン及びその化合物	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第6
鉛及びその化合物	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第6
ヒ素及びその化合物	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第6
六価クロム化合物	0.002 未満		mg/L	0.02mg/L以下であること	別表第6
亜硝酸態窒素	0.004 未満		mg/L	0.04mg/L以下であること	別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 未満		mg/L	10mg/L以下であること	別表第13
フッ素及びその化合物	0.08 未満		mg/L	0.8mg/L以下であること	別表第13
ホウ素及びその化合物	0.10 未満		mg/L	1.0mg/L以下であること	別表第5
四塩化炭素	0.0002 未満		mg/L	0.002mg/L以下であること	別表第15
1,4-ジオキサン	0.005 未満		mg/L	0.05mg/L以下であること	別表第15
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満		mg/L	0.04mg/L以下であること	別表第15
ジクロロメタン	0.002 未満		mg/L	0.02mg/L以下であること	別表第15
テトラクロロエチレン	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第15

備 考 検査項目の結果は、水質基準に適合します。

*この報告書の完全な複製を除き、当社の許可なく一部のみを複製し使用することを禁止します。

試 験 方 法 : 厚生労働省告示第261号 水道法第4条に掲げる要件に係る事項についての検査方法 上記別表番号による

水質検査部門管理者: 部長 高根澤 和之



検 査 項 目	検 査 結 果	判定	単 位	水 質 基 準	別表番号
トリクロロエチレン	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第15
ベンゼン	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第15
塩素酸	0.06 未満		mg/L	0.6mg/L以下であること	別表第13
クロロ酢酸	0.002 未満		mg/L	0.02mg/L以下であること	別表第17
クロロホルム	0.001 未満		mg/L	0.06mg/L以下であること	別表第15
ジクロロ酢酸	0.003 未満		mg/L	0.03mg/L以下であること	別表第17
ジブロモクロロメタン	0.001 未満		mg/L	0.1mg/L以下であること	別表第15
臭素酸	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第18
総トリハロメタン	0.004 未満		mg/L	0.1mg/L以下であること	別表第15
トリクロロ酢酸	0.003 未満		mg/L	0.03mg/L以下であること	別表第17
ブロモジクロロメタン	0.001 未満		mg/L	0.03mg/L以下であること	別表第15
ブロモホルム	0.001 未満		mg/L	0.09mg/L以下であること	別表第15
ホルムアルデヒド	0.008 未満		mg/L	0.08mg/L以下であること	別表第19
亜鉛及びその化合物	0.10 未満		mg/L	1.0mg/L以下であること	別表第6
アルミニウム及びその化合物	0.02 未満		mg/L	0.2mg/L以下であること	別表第5
鉄及びその化合物	0.03 未満		mg/L	0.3mg/L以下であること	別表第5
銅及びその化合物	0.10 未満		mg/L	1.0mg/L以下であること	別表第6
ナトリウム及びその化合物	8.2		mg/L	200mg/L以下であること	別表第5
マンガン及びその化合物	0.005 未満		mg/L	0.05mg/L以下であること	別表第5
塩化物イオン	2.8		mg/L	200mg/L以下であること	別表第13
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	52		mg/L	300mg/L以下であること	別表第22
蒸発残留物	100		mg/L	500mg/L以下であること	別表第23
陰イオン界面活性剤	0.02 未満		mg/L	0.2mg/L以下であること	別表第24
ジェオスミン	0.000001未満		mg/L	0.00001mg/L以下であること	別表第25
2-メチルイソボルネオール(2-MIB)	0.000001未満		mg/L	0.00001mg/L以下であること	別表第25
非イオン界面活性剤	0.005 未満		mg/L	0.02mg/L以下であること	別表第28
フェノール類	0.0005 未満		mg/L	0.005mg/L以下であること	別表第29
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 未満		mg/L	3mg/L以下であること	別表第30
pH値	7.1 (22℃)			5.8以上8.6以下であること	別表第31
味	異常なし			異常でないこと	別表第33
臭気	異常なし			異常でないこと	別表第34
色度	0.5 未満		度	5度以下であること	別表第36
濁度	0.3		度	2度以下であること	別表第41
	以下余白				